

指定障害者支援施設いちいの杜ハートフル運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人平成会（以下「事業者」という。）が設置経営するいちいの杜ハートフル（以下「施設」という。）において実施する指定障害者支援施設の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定障害者支援施設の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な施設障害福祉サービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、利用者の意向、趣向、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供するものとする。

- 2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めるものとする。
- 3 施設は、施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）に基づき、利用者の心身の状況に応じて、支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漠然かつ画一的なものとならないよう配慮するものとする。
- 4 施設の職員は、施設障害福祉サービス事業の実施のあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、支援上必要な事項について理解しやすいように説明を行うものとする。
- 5 施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 6 施設は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒まないものとする。
- 7 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等の連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。
- 8 施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な関係に努めるものとする。
- 9 施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向や当該施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、地域生活支援拠点等又は相談支援事業者等と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた必要な援助を行うものとする。
- 10 前9項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する

る基準を定める条例」(平成24年岐阜県条例第87号)に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、指定障害者支援施設における施設障害福祉サービスの提供を行うものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設障害福祉サービスを提供する指定障害者支援施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 障害者支援施設 いちいの杜ハートフル
- (2) 所在地 岐阜県関市市平賀大知洞566番地1

(提供する施設障害福祉サービスの種類)

第4条 施設において提供する施設障害福祉サービスの種類は次のとおりとする。

- (1) 施設入所支援
- (2) 生活介護

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 施設には、常勤の管理者を1名置くものとし、次の業務を行うものとする。

- (1) 職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に対し、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと
- (2) サービス管理責任者に施設障害福祉サービス計画の作成に関する業務を担当させること

2 前項のほか、施設には次に掲げる職種、員数の職員を置くものとする。

- | | |
|----------------|-------|
| (1) サービス管理責任者 | 1名以上 |
| (2) 嘱託医師 | 1名以上 |
| (3) 看護職員 | 4名以上 |
| (4) 生活支援員 | 20名以上 |
| (5) 栄養士又は管理栄養士 | 1名以上 |
| (6) 事務職員 | 1名以上 |
| (7) その他の職員 | |

(1) から (7) に掲げる職員の他、施設の適正な維持運営に必要な職員を置く。

3 前項の職員のうち、施設において提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 施設入所支援

- (ア) サービス管理責任者 1名以上

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

①適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営む事ができるように支援する上での適切な支援内容

を検討する。この場合において、地域移行等の意向確認担当者が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向や、施設外における指定障害福祉サービス利用に関する意向等を踏まえるものとする。

②アセスメントに当たっては、利用者が自らの意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握する。

③アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者及びその他の家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービス計画の原案を作成する。

④利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス計画の提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、障害福祉サービス計画の原案について意見を求める。

⑤施設障害福祉サービス計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した施設障害福祉サービス計画を記載した書面（以下「施設障害福祉サービス計画書」という。）を利用者及び利用者に対して指定相談支援を行う相談支援事業者に交付する。

⑥施設障害福祉サービス計画書作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、生活介護については少なくとも6か月に1回以上施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて施設障害福祉サービス計画を変更する。モニタリング結果は、利用者に対して指定相談支援を行う相談支援事業者に交付する。

⑦利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会などにより、利用申込者の心身の状況、施設外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握する。

⑧利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、地域生活への移行に向けた支援を行う。

⑨他の職員に対し、技術指導及び助言を行うとともに、利用者への意思決定支援の観点から必要な助言指導等を行う。

⑩利用者の地域生活への移行に関する意向や施設外の利用状況の把握及び施設外におけるサービス利用に関する意向を把握する「地域移行確認担当者」及び障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインにおける「意思決定支援責任者」はサービス管理責任者が兼ねる。

(イ) 生活支援員 20名以上

生活支援員は、日常生活上の支援計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他必要な支援を行う。

(ウ) 栄養士又は管理栄養士 1名以上

栄養士は、利用者に対し、栄養管理、指導及び心身の状況、嗜好を考慮した献立を作成する。

(エ) 調理員 3名以上

調理員は調理に従事する。

(オ) 事務職員 1名以上

事務職員は、必要な事務を行う。

(カ) その他の職員

(ア) から (オ) に掲げる職員の他、施設の適正な維持運営に必要な職員を置く。

(2) 生活介護

(ア) サービス管理責任者 1名以上

サービス管理責任者は前号 (ア) に規定する業務内容を行う。

(イ) 医師 1名以上

医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(ウ) 看護職員 4名以上

看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(エ) 生活支援員 20名以上

生活支援員は、前号 (イ) に規定する業務内容を行う。

(オ) 栄養士又は管理栄養士 1名以上

栄養士は、前号 (ウ) に規定する業務を行う。

(カ) 調理員 3名以上

調理員は、前号 (エ) に規定する業務を行う。

(キ) 事務職員 1名以上

事務職員は、必要な事務を行う。

(ク) その他の職員

(ア) から (ク) に掲げる職員の他、施設の適正な維持運営に必要な職員を置く。

(昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間等)

第6条 施設において提供する施設障害福祉サービスのうち、昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次の通りとする。

(1) 生活介護

(ア) 営業日・サービス提供日

月曜日から土曜日とする。

ただし、通所利用については、火・木・土曜日とし、

12月29日～1月3日までを除く。

(イ) 営業時間

午前8時30分～午後5時30分までとする。

(ウ) サービス提供時間

午前8時30分～午後5時30分までとする。

ただし、通所利用については、送迎時間を除き

午前9時30分～午後4時00分までとする。

(利用定員)

第7条 施設で行う施設障害福祉サービスの種類ごとの定員は次の通りとする。

(1) 施設入所支援：定員40名

(2) 生活介護：定員60名

(施設障害福祉サービスを提供する主たる対象者)

第8条 施設において提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの主たる対象者は、次の通りとする。

(1) 施設入所支援：身体障害者（18歳未満を除く）

(2) 生活介護：身体障害者（18歳未満を除く）

(施設障害福祉サービスの内容)

第9条 施設において提供する施設障害福祉サービスの内容は、次の通りとする。

(1) 施設障害福祉サービス計画の作成

(2) 施設入所支援

主として夜間・休日において、次に掲げるサービスを提供するものとする。

1) 生活相談

2) 身体等の介護

3) 入浴又は清拭

4) 排泄の自立についての必要な援助

5) 食事の提供及び栄養管理

6) 社会生活上の便宜の供与等

7) 健康管理

8) その他必要な支援

9) 1) から8) に掲げる便宜に附帯する便宜

離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言。

(3) 生活介護

主として昼間において次に掲げるサービスを提供するものとする。

- 1) 生活相談
- 2) 身体等の介護
- 3) 入浴又は清拭
- 4) 食事の提供
- 5) 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
- 6) 社会生活上の便宜の供与等
- 7) 健康管理
- 8) 余暇活動
- 9) 創作活動
- 10) 送迎サービス（通所利用者のみ）
- 11) その他必要な支援
- 12) 1)～11)に掲げる便宜に附帯する便宜

離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

第10条 施設は、施設障害福祉サービスを提供した際には、利用者から当該施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 施設が施設障害福祉サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、当該サービスが法定代理受領であるときは、原則1割とする。ただし、市町村長が定める負担上限月額範囲において利用者負担額の支払いを受けるものとする。
- 3 施設は、法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、利用者から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働大臣が定める費用の額の支払いを受けるものとする。
- 4 施設は、第2項および第3項の支払いを受けるほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に供する費用のうち、食事の提供に要する費用、居住もしくは滞在に要する費用、その他の日常生活に通常必要となるものに係る費用であって、その入居者が負担することが適当と認められるものの支払いを利用者から受け取ることができる。
- 5 第4項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 6 第1項から第4項までの支払いを受けた場合は、該当費用に係る領収書を支払った利用者に対し交付するものとする。

(1) 施設入所支援

(ア) 食事の提供に係る費用及び光熱水費

①朝食 1食につき290円（うち食材料費：150円）

②昼食 1食につき630円（うち食材料費：310円）

③夕食 1食につき560円（うち食材料費：270円）

④光熱水費 1日320円

ただし、法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第21条の3第1項に規定する食費等の費用基準額を、又は法第34条第2項において準用する法第29条第6項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり施設に支払われた場合は、令第21条の3第1項に規定する食費等の負担限度額を限度とする。

⑤その他施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

（2）生活介護

（ア）食費 昼食 1食につき 630円（うち食材料費：310円）

（イ）創作活動・余暇活動にかかる実費分

（ウ）入浴サービスに係る光熱水費 290円（通所利用者のみ）

（エ）その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

（昼間実施サービスに係る通常事業の実施地域）

第11条 施設において提供する施設障害福祉サービスのうち、昼間実施サービスに係る通常の実施区域は、次のとおりとする。

（1）生活介護

関市（全般）及び近隣市町村（送迎可能な区域で、施設から最短距離で経路片道10km以内）の区域とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第12条 サービスを利用するにあたって、利用者は飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

（施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い）

第13条 施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにするものとする。

（勤務体制の確保等）

第14条 施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者の兼務関係等を明確にした勤務表を毎月作成するものとする。

(非常災害対策)

第15条 施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備する。

- 2 施設は、非常災害への具体的な備え及び対策を検討・推進するため防災委員会を設置し、以下の取り組みを行う。
 - (1) 定期的に会議を開催し、非常災害への対策を検討、実施する。
 - (2) 災害が発生した場合の初動対応及び障害福祉サービスの提供継続、非常時の体制での早期再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、従業者へ周知する。
 - (3) 災害が発生した場合の避難及び業務継続に関する研修及び訓練を企画実施する。
- 3 施設は、非常災害への対策を検討・実施するにあたり、自治体及び地域住民との連携・協力体制を保つこととする。

(衛生管理等)

第16条 施設は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うものとする。

- 2 施設は、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する感染症対策委員会を設置し、以下の取り組みを行う。
 - (1) 3ヶ月に1回以上、会議を開催し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のために必要な対策の検討、実施をする。
 - (2) 平常時の対応、発生時の対応など、各種感染症等の特性や状況に応じた対応手順及び業務継続計画を定め、従業者へ周知を図る。
 - (3) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を企画実施する。
- 3 施設は、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、必要に応じて保健所の助言、指導を、求め、常に密接な連携を保つこととする。

(協力医療機関等)

第17条 施設は、利用者の病状の急変等に備える為、下記の通り協力医療機関として定めるものとする。

中濃厚生病院、関中央病院、下條内科クリニック、慈恵中央病院

(緊急時等における対応方法)

- 第18条 現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに前条第1項に規定する協力医療機関又は利用者の主治医(以下「協力医療機関等」という。)への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、直ちに岐阜県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 4 施設は、施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

- 第19条 施設は、提供した施設障害福祉サービスに関する利用者及びその家族(以下「利用者等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情窓口を設置するものとする。
- 2 提供した施設障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により岐阜県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備は若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は、岐阜県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、岐阜県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 社会福祉法第83条(昭和26年法律第45号)に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

- 第20条 施設は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 施設の職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
 - 3 施設は、職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 4 施設は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第21条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。
- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定及び虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置する
 - (2) 虐待防止委員会は、虐待防止の対策を検討するための会議を定期的に開催する。
委員会での検討結果は従業者へ周知をする。

- (3) 虐待防止委員会は、虐待の早期発見のため、定期的にチェックリストを用いて調査を行う。
- (4) 虐待防止委員会は、虐待の防止を啓発・普及するため従業者に対する研修を年1回以上、企画実施する。
- (5) 虐待防止委員会は、虐待が発生した場合、状況の改善及び再発防止策の立案、実施を推進する。
- (6) 成年後見制度の利用支援
- (7) 苦情解決体制の整備

(身体拘束等の禁止)

第22条 施設は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

2 施設は、身体拘束等の適正化のため、次の措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための指針及び必要な手順を定める。
- (2) やむをえず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- (3) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を、虐待防止委員会が一体的に担い、定期的に会議を開催する。委員会での検討結果は従業者へ周知をする。
- (4) 身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上、企画実施する。

(記録の整備)

第23条 施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

- (1) 施設障害福祉サービスの提供の記録
- (2) 施設障害福祉サービス計画
- (3) 利用者の生命又は身体を保護するため、やむを得ず身体拘束等を行ったことに関する記録
- (4) 施設が利用者等から苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等の記録
- (5) 施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 利用者が、正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められたときに施設が行った市町村への通知
- (7) 利用者が、偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたときに施設が行った市町村への通知

(意思決定支援の推進)

第24条 施設は、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の内容を踏まえ、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、次の基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めるものとする。

- (1) 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。
- (2) 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める。
- (3) 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を選定する。
- (4) 利用者が経験に基づいた意思決定ができるよう体験の機会の確保に留意する。

2 施設は、利用者自身の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）の確保に努めるものとする。

- (1) 本人の意思に反する異性介助がされないよう、サービス管理責任者等が本人の意向を把握するとともに、当該意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努める。
- (2) 本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保について、人員体制の見直し等を含め必要な検討を行った結果、人員体制の確保等の観点から十分に対応することが難しい場合には、その旨を利用者に対して丁寧に説明し、理解を得るよう努める。

（その他運営に関する重要事項）

第25条

施設は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は相談支援事業を行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人平成会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

この規程は、令和元年6月28日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年3月1日から施行する。

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。